

学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月12日策定

平成30年4月 一部改正

令和3年4月 一部改訂

1. 基本的な考え方

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されている。

本校では全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

そこで、全教職員はいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

＝いじめの定義＝

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（釧路町いじめ防止基本方針 H30.3月より）

＝いじめ防止対策推進法より＝（学校いじめ防止基本方針）

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2. いじめ防止等のための対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、保健体育部長、研修部長、
特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること [アンケート調査等]
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること

(2) 「職員会議・特別支援委員会」

すでに月1回開催している職員会議や特別支援委員会の中でも、問題傾向を有する児童等について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(3) 「企画委員会」

月1回だけではなく必要な時に随時開催している企画委員会(各部部長会議)の中でいじめの兆候を見逃さないように子どもたちの様子や学校の様子を交流する。

いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないよう、組織として情報収集を行い、事実関係を明確にするとともに、把握した情報をもとに対応を協議し、解決にあたる。いじめの内容や実態に応じて、教育委員会や必要に応じて警察や児童相談所等の関係機関との連携を図り対応する。

3. 学校におけるいじめ防止等

(1) いじめの防止

- ① 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ・すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善を図る。
 - ・「わかった、できた」「みんなと一緒に学習することが楽しい」と思えるような授業改善を図る。
 - ・教師は、潜在的カリキュラムを意識した学級経営を心がける。
 - ・学級内での友達の同士のふれあい、友達同士の活動等「関わり」を大切にする。
 - ・「なかよし班活動」での異学年交流の充実を図る。
 - ・学習規律の徹底を図る。
- ② 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
 - ・多くの児童がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす、「居場所づくり」の取組
 - ・いじめの背景にはストレスやその原因となる要因(ストレッサー)等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図る。
- ③ 児童生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。
- ④ 児童生徒が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、児童生徒に対して必要な教育活動を行う。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決にあたる。

- ⑥児童生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。
- ⑦児童生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ⑧いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- ⑨インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ⑩道徳の充実
 - ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬ振りをすることや知らん顔をするこも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。

(2)いじめの早期発見・早期解決

①いじめの早期発見のための様々な手段

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・「様子がおかしいな」と感じた児童がいる場合には、全職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守るようにする。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「いじめアンケート」「Q-Uテスト」「教育相談週間」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじのない学校づくりを目指す。
- ・スクールソーシャルワーカー等の保護者への周知及びその活用を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの学習を取り入れる。
- ・ネットパトロールを定期的に行い早期発見、早期対応できる校内体制を整える。
- ・学校だよりやP T Aの会合を通じた学校の取組の発信及び情報の収集、共有を行う。

②全教職員での早期解決

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめていると同様であるということを指導する。
- ・必要に応じて学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。

(3)いじめへの対処

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童生徒の安全、安心を確保する。また、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずるとともに、いじめを受けた児童・保護者に対する継続的な支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめを行った事実に対する指導を行い、いじめを行うに至った背景などを分析するとともに、いじめを受けた児童生徒が傷ついていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と協力して継続的に指導することで、再発の防止に努める。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察と連携し対処する。
- ・いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断する。

(4)懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

①認められる懲戒

(通常懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る)

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・立ち歩きの多い児童を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した児童を試合に出さずに見学させる。

(5)学校評価の実施

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。